

神戸市喫煙所設置経費補助金交付要綱（別表）

別表第1（第5条第1項関係）

補助対象経費
<ul style="list-style-type: none">・内装工事費用（壁・床など）・給気設備費用（ガラリなど）・排気設備費用（換気扇など）・ダクトおよび工事費用・出入口扉および設置費用・分煙機・脱臭機等空気清浄機類費用・空調設備および工事費用・灰皿等の備品購入費用（ただし公衆喫煙所に必要なものに限る）・その他市長が必要と認めるもの

別表第2（第6条第2項関係）

添付書類
<ol style="list-style-type: none">(1) 事業計画書(2) 収支予算書(3) 工事見積書(4) 施設及び設備の仕様及び外形図(5) 施設及び設備の設置（予定）場所を示す位置図(6) 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第7条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。）(7) その他市長が必要と認めるもの

別表第3（第13条第2項関係）

添付書類
(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む） (4) 補助事業の請求書、領収書又は振込金受取書の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) 喫煙施設及び設備の完成引渡書の写し (7) 喫煙施設を設置した場所を示す位置図 (8) 建物内外主要部分の写真 (9) 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類 (10) その他市長が必要と認めるもの

別表第4（第20条第2項関係）

経過期間（※）	金額
(1) 4年以上5年未満	設置経費に係る補助額の1/5に相当する金額
(2) 3年以上4年未満	設置経費に係る補助額の2/5に相当する金額
(3) 2年以上3年未満	設置経費に係る補助額の3/5に相当する金額
(4) 1年以上2年未満	設置経費に係る補助額の4/5に相当する金額
(5) 1年未満	設置経費に係る補助額全額

※ 経過期間とは、補助事業の完了後、補助対象の喫煙所の供用開始日から第3条に掲げる補助の要件を満たさなくなった日または神戸市指定喫煙所制度実施要領に基づく指定の取消し日までの期間とする。